

ID: 70

担当部署: 福祉課

処分の概要	費用徴収の減免		
例規名 根拠条項	大河原町老人福祉法施行細則 第14条		
例規番号	平成5年規則第14号		
【基準】 第14条の規定による。 (費用徴収の減免) 第14条 町長は、費用の徴収により納入義務者が生活保護を必要とする状態になるとき、若しくはこれに相当する程度に経済的に困窮すると認めるとき又は納入義務者が死亡、災害その他特別の事由により特に必要があると認めるときは、当該納入義務者に係る費用の全部又は一部を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日